



(1)普段の仕事でどの程度身体が疲れますか。

い世代でも疲弊していくことが分かります。

(3)最近の一ヶ月間で、賃金不払いの時間外労働はどの程度ありましたか。

3・3%増加していま  
す。もつとも不払い残業が多かった東北が、  
3→5・3→5・1時  
間に減少しています。  
・不払い残業時間は日  
で100時間、50時間

50代 1・1 (2・6)  
60代 1・9 (0) と若  
い人ほど不払い残業が  
多く、40代も0・2時  
間増加しています。不  
払い残業については、  
年々微減しているとは

### 職場で不満に感じること

## 設問2 労働実態について

(1)普段の仕事でどの程度身体が疲れますか。

(98・2%)であり、若い世代でも疲弊していることが分かります。

・身体の疲れは「とても疲れる」「やや疲れる」を合わせると95・5%（95・9%）で依

然として高くなっています。

・年代別を見ても、10

・20代でも「とても疲れる」「やや疲れる」を合わせると95・0%

・時間外労働／月は10

・時間未満と10時間～20

時間で72・8%（69・

・0（14・6）時間とほぼ横ばいとなっています。

・時間外労働／月は10

・時間未満と10時間～20

時間で72・8%（69・

・0（14・6）時間とほぼ横ばいとなっています。

・時間外労働／月は10

・時間未満と10時間～20

身体の疲れ	割合
①とても疲れる	52.9%
②やや疲れる	42.6%
③あまり疲れない	2.3%
④まったく疲れない	0.4%
⑤どちらとも言えない	1.6%

(3)最近の一ヶ月間で「賃金不払いの時間外労働はどう程度ありましたか。

・不払い残業時間は月では5時間未満から10

時間までで36・1

%（42・9）%となり、

平均時間は3・6時間

（2014年4・0時

間）で0・4時間減

少し、年々改善されて

いることがうかがえま

す。

・不払い残業について

は交渉でかなり追及し

てきましたが、依然と

して不払残業があると

いうことが判明してい

ます。もっとも多いの

は東北支部で平均5・

1（2014年5・3

時間、2013年8・

3時間／月）。また、

不払い残業が「ない」と答えているのは44・

4%（41・1%）で14年

の集計よりも「ない」が

3・3%増加しています。もっとも不払い残業が多かった東北が8・3↓5・3↓5・1時間に減少しています。

払い残業については、年々微減しているとはいえ、依然として不払

業がある、ということ

が問題です。

60代1・9（0）と若

い人ほど不払い残業が

多く、40代も0・2時

間増加しています。不

払い残業については、

上昇したのは、経営状

態に対する不満（8・

5↓13・7）ですが、

これは四国が10人↓30

人に増加したことが大

きいです。

特に上昇したのは「人

## 設問3 感じること

### 職場で不満に感じること

・職場で不満に感じる

ことのトップ5は「賃

金」、「人員」、「休暇」、

「時間外労働」、「時間

外の委員会・研修」

（2014「賃金」「人

員」「休暇」「成績主義」

「時間外労働」、「成

果主義」（2012「人

員」「賃金」「休暇」

「時間外労働」「仕事

」「2014年に比べて

がきつい」）でした。

「賃金改悪」△5・5、「賃金改悪」△5・3に減少したのは「成果主義」△8・6、「管理者や上司の横暴」△5・8となっていきます。

・支部別の傾向としては、東北・中国が「時間外労働」、東北・関東が「休暇」、関東・東海が「人員」、関東が「職場の人間関係」、東北が「横暴」、関東・東海・四国が「経営状態」についての不満が比較

（1）賃金改善要求

設問4 実現一統

- ・年代別の傾向は、  
　・20代は「賃金」が  
　　倒的に多く、30代以  
　　から「人員」や「休暇  
　　の割合が多くなって  
　　ます。10・20代で  
　　「賃金」に対する不  
　　満が多いくことからも、  
　　職してから10年以上内  
　　いかに賃金を上げる  
　　が重要で、昇給・昇  
　　する仕組み作りなど  
　　早い段階で必要なこ  
　　とが分かります。

「看護師の3級昇格」  
関東では「生活を保  
する」時金」、東海  
は「放射線取扱手当」  
四国では「看護師確  
実手当」に対する要求  
高くなっています。

充（33・0）「労基法違反一掃（34・3）」  
2013「研修時間実施（61・2）」「増（57・0）」「年休取80%以上（48・3・5）」「3人夜勤日以内（38・3）」が障で、続統率に最も高いことが分かります。  
順でした。

・「年休を最低月に日以上」は、今回設に新規で加えたものですが、3位が「年休得率50%以上」であります。これを考へると、年取得に対応しての要求非常に高いことが分かります。

・支部別の傾向で、北では「労基法違反層」、関東では「大幅員」と「学生指導人

法の別格配置】中国は「全職種に産休・休・病休・育児部分業などに対する要員確保を行うこと」にする要求が高くなっています。

・年代別の傾向では、10・20代では「研修間内実施」「週末連休日、最低月に1回土日ともに前後に夜のない休日を取得されること」「労基法一撮りが高い傾向にあります。10・20・30代で「全職種に産休・育休・病休・育児部分休などに対する要員の保を行うこと」が、く、40・50代では「休取得率50%以上」高い傾向にあります。